

提案条例説明資料

令和6年3月

浜田市議会定例会議

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第3号
2	題名	地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
3	目的・理由	地方自治法及び地方自治法施行令の一部が改正されたことに伴い、引用条項に関し改正が必要となる条例について、一括で所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 改正内容</p> <p>(1) 地方自治法の引用条項の変更</p> <p>ア 第243条の2 ⇒ 第243条の2の7</p> <p>イ 第243条の2の2 ⇒ 第243条の2の8</p> <p>(2) 地方自治法施行令の引用条項の変更</p> <p>第173条 ⇒ 第173条の4</p> <p>2 改正する条例</p> <p>(1) 浜田市監査委員条例</p> <p>(2) 浜田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例</p> <p>(3) 浜田市下水道事業の設置等に関する条例</p> <p>(4) 浜田市水道事業の設置等に関する条例</p> <p>(5) 浜田市工業用水道事業の設置等に関する条例</p>
5	施行期日等	令和6年4月1日

提案条例説明資料

担当部名称 地域政策部

1	議案番号	議案第4号
2	題名	浜田市生活路線バス条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	浜田市生活路線バスの運行路線を追加するとともに、既存の路線の運行区間の見直し等を行うため、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 生活路線バスの運行回数等の設定・公表（第2条関係） 運行回数、停留所及び運行時刻は、市長が別に定め、公表することとする。</p> <p>2 浜田路線の運行路線の追加（別表第1、別表第2及び別表第3関係）</p> <p>(1) 路線名 有福線</p> <p>(2) 運行区間 はまだお魚市場入口から浜田駅を經由する有福温泉までの間</p> <p>(3) 運行日 毎日（休日及び12月31日から1月3日までを除く。）</p> <p>(4) 使用料（普通運賃） 区間に応じて、200円、400円、600円又は800円のいずれか規則で定める額</p> <p>(5) 使用料（定期乗車券使用運賃） 普通運賃800円に係る普通定期乗車券及び通学定期乗車券の金額を定める。</p> <p>3 金城路線の見直し（別表第1関係）</p> <p>(1) 雲城美又線の名称、起点、経由地及び運行日の変更</p> <p>ア 名称 雲城美又線 ⇒ 金城線</p> <p>イ 起点 福原集会所 ⇒ 大元集会所</p> <p>ウ 経由地 滝原橋 ⇒ 浄光寺</p> <p>エ 運行日 月曜日から金曜日まで ⇒ 月曜日から土曜日まで （休日及び12月31日から1月3日までを除く。）</p>

		<p>(2) 雲城久佐線及び雲城久佐美又線を廃止し、金城線の運行範囲に含める。</p> <p>4 三隅路線の運行区間の見直し（別表第1関係）</p> <p>(1) 循環線右回りの終点の変更 三保三隅駅 ⇒ 三隅支所</p> <p>(2) 循環線左回りの起点の変更 三保三隅駅 ⇒ 三隅支所</p> <p>5 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和6年4月1日</p> <p>2 準備行為 追加する路線に係る回数乗車券使用運賃及び定期乗車券使用運賃の徴収その他の行為は、施行日前においても行うことができる。</p>

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第5号											
2	題名	浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例											
3	目的・理由	国において特定任期付職員の期末手当の支給割合を特別職の職員と同等に設定していることから、市の特定任期付職員についても同様に、特別職の期末手当の支給割合の改正に合わせて所要の改正を行うものです。											
4	概要	期末手当の支給割合の改正（第8条関係） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>支給期</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>100分の165</td> <td>100分の170 (100分の5増)</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>100分の165</td> <td>100分の170 (100分の5増)</td> </tr> </tbody> </table>			支給期	現行	改正後	6月期	100分の165	100分の170 (100分の5増)	12月期	100分の165	100分の170 (100分の5増)
支給期	現行	改正後											
6月期	100分の165	100分の170 (100分の5増)											
12月期	100分の165	100分の170 (100分の5増)											
5	施行期日等	令和6年4月1日											

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第6号									
2	題名	浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例									
3	目的・理由	浜田市特別職報酬等審議会からの議員報酬に係る答申を受け、議会運営委員会において協議された結果を踏まえ、議員の期末手当の役職加算の率及び支給割合について、所要の改正を行うものです。									
4	概要	<p>1 期末手当の役職加算の率の改正（第4条関係） 100分の15 ⇒ 100分の40</p> <p>2 期末手当の支給割合の改正（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給期</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>100分の165</td> <td>100分の170 (100分の5増)</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>100分の165</td> <td>100分の170 (100分の5増)</td> </tr> </tbody> </table>	支給期	現行	改正後	6月期	100分の165	100分の170 (100分の5増)	12月期	100分の165	100分の170 (100分の5増)
支給期	現行	改正後									
6月期	100分の165	100分の170 (100分の5増)									
12月期	100分の165	100分の170 (100分の5増)									
5	施行期日等	令和6年4月1日									

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第7号										
2	題名	浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例										
3	目的・理由	浜田市特別職報酬等審議会からの特別職の給与に係る答申を踏まえ、市長、副市長及び教育長の期末手当の役職加算の率及び支給割合について、所要の改正を行うものです。										
4	概要	<p>1 期末手当の役職加算の率の改正（第4条関係） 100分の15 ⇒ 100分の40</p> <p>2 期末手当の支給割合の改正（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給期</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>100分の165</td> <td>100分の170 (100分の5増)</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>100分の165</td> <td>100分の170 (100分の5増)</td> </tr> </tbody> </table>		支給期	現行	改正後	6月期	100分の165	100分の170 (100分の5増)	12月期	100分の165	100分の170 (100分の5増)
支給期	現行	改正後										
6月期	100分の165	100分の170 (100分の5増)										
12月期	100分の165	100分の170 (100分の5増)										
5	施行期日等	令和6年4月1日										

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第8号																								
2	題名	浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例																								
3	目的・理由	地方自治法の一部が改正されたことに伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給すること、及び報酬等の支給に係る取扱いについて常勤職員に準ずることとするため、所要の改正を行うものです。																								
4	概要	<p>1 給与の定義の改正（第2条関係） 給与の定義に勤勉手当を加える。</p> <p>2 期末手当の支給割合の改正（第14条及び第23条関係） 常勤職員と同じ支給割合にする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給期</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>100分の130</td> <td>100分の122.5 (100分の7.5減)</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>100分の130</td> <td>100分の122.5 (100分の7.5減)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>100分の260</td> <td>100分の245 (100分の15減)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 勤勉手当に係る規定の追加（第14条の2及び第23条の2関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給期</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>—</td> <td>100分の102.5 (新設)</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>—</td> <td>100分の102.5 (新設)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>—</td> <td>100分の205 (新設)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 報酬の端数処理に係る規定の調整（第17条関係） 常勤職員の給与と同様の端数処理に変更する。</p>	支給期	現行	改正後	6月期	100分の130	100分の122.5 (100分の7.5減)	12月期	100分の130	100分の122.5 (100分の7.5減)	計	100分の260	100分の245 (100分の15減)	支給期	現行	改正後	6月期	—	100分の102.5 (新設)	12月期	—	100分の102.5 (新設)	計	—	100分の205 (新設)
支給期	現行	改正後																								
6月期	100分の130	100分の122.5 (100分の7.5減)																								
12月期	100分の130	100分の122.5 (100分の7.5減)																								
計	100分の260	100分の245 (100分の15減)																								
支給期	現行	改正後																								
6月期	—	100分の102.5 (新設)																								
12月期	—	100分の102.5 (新設)																								
計	—	100分の205 (新設)																								

		<p>5 月額で報酬が定められている短時間勤務会計年度任用職員の期末手当・勤勉手当の基礎額の調整（第 23 条及び第 23 条の 2 関係）</p> <p>基礎額を常勤職員と同様の取扱いに変更する。</p> <p>（改正前）基準日以前 6 月以内の在職期間における報酬の 1 月当たりの平均額</p> <p>（改正後）基準日時点の報酬額</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日</p> <p>2 浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正 会計年度任用職員に勤勉手当を支給することに伴う用語の整理</p>

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第9号
2	題名	浜田市手数料条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」等の一部が改正され、当該法律等の題名が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	引用している法律の題名の変更（第2条、別表第9、別表第11、別表第17及び別表第19関係） （改正前）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 （改正後）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 ※ 当該法律の施行令（政令）及び施行規則（省令）の題名についても同様
5	施行期日等	令和6年4月1日

提案条例説明資料

担当部名称 消防本部

1	議案番号	議案第10号
2	題名	浜田市手数料条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部が改正され、消防関係の一部の手数料の標準額が改定されることに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	消防法及び高圧ガス保安法の規定に基づく申請手数料について、政令と同様に改定する。
5	施行期日等	1 施行期日 令和6年4月1日 2 経過措置 改正後の規定は、施行日以後に受け付けた申請に係る手数料について適用し、同日前に受け付けたものについては、なお従前の例による。

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第11号
2	題名	浜田市子育て世代包括支援センター条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	母子保健法の一部が改正され、同法において母子健康包括支援センターの名称が廃止されることに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 設置規定の整理（第1条関係） 母子健康包括支援センターに係る記載を削る。 2 その他規定の整理
5	施行期日等	令和6年4月1日
6	備考	子育て世代包括支援センターが行う事業や運営内容については、これまでと変更ありません。

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第12号
2	題名	浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」(内閣府令)の一部が改正され、書面掲示を義務付ける「アナログ規制」についての見直しが行われたこと等に伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 施設の重要事項の周知方法の見直し(第23条関係) (改正前) 書面掲示のみ (改正後) 書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供すること。</p> <p>2 電磁的方法による記録媒体の文言の見直し(第53条関係) (改正前) 磁気ディスク、シー・ディー・ロム等 (改正後) 電磁的記録媒体</p>
5	施行期日等	<p>1 電磁的方法による記録媒体の文言の見直し 公布の日</p> <p>2 施設の重要事項の周知方法の見直し 令和6年4月1日</p>

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第13号
2	題名	浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の一部が改正され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されることに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 事業者の合理的配慮の推進の取組に係る規定の改正（第10条関係） 合理的配慮をするよう努めなければならない（努力義務） ⇒ 合理的配慮をしなければならない（義務） 2 その他規定の整理
5	施行期日等	令和6年4月1日

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第14号
2	題名	浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により国民健康保険法等が改正され、退職者医療制度が廃止されること、及び国民健康保険法施行令の一部が改正され、国民健康保険料の負担の適正化を図るため国民健康保険料の賦課に関する基準等が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 退職者医療制度の廃止に伴う改正（第18条の2から第18条の5の2まで及び第18条の6の7から第18条の6の11まで関係） 退職者医療対象被保険者の保険料算定に係る規定の削除</p> <p>2 後期高齢者支援金等賦課限度額の改正（第18条の6の12関係） 22万円 ⇒ 24万円</p> <p>3 低所得者に対する保険料の軽減措置における所得判定基準の改正（第22条関係） (1) 5割軽減の対象世帯の所得判定基準における被保険者数に乗ずる金額の引上げ 29万円 ⇒ 29万5,000円 (2) 2割軽減の対象世帯の所得判定基準における被保険者数に乗ずる金額の引上げ 53万5,000円 ⇒ 54万5,000円</p> <p>4 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和6年4月1日</p> <p>2 経過措置 改正後の条例の規定は、令和6年度以後の保険料について適用し、令和5年度以前の保険料については、なお従前の例による。</p>

提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第 15 号
2	題名	浜田市漁港管理条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	漁港漁場整備法の一部が改正されること、及び入出港届について見直すことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 引用している法律の題名の改正（第 1 条関係） （改正前）漁港漁場整備法 （改正後）漁港及び漁場の整備等に関する法律</p> <p>2 土砂採取料等の徴収に係る規定の整理（第 14 条関係） 徴収対象者に、水面又は土地を占用する認定計画実施者を追加する。</p> <p>3 入出港届の見直し（第 16 条関係） （改正前）一定の船舶は、入出港届を提出しなければならない。 （改正後）市長が規則で定める漁港管理上必要と認めるときは、入出港届を提出させることができる。</p> <p>4 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	令和 6 年 4 月 1 日

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第16号
2	題名	浜田市営住宅条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止等法）の一部が改正されることに伴い、当該条例で引用する条項に変更が生じるため、所要の改正を行うものです。
4	概要	引用する条項の変更（第6条関係） （改正前） 配偶者暴力防止等法第10条第1項 （改正後） 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2
5	施行期日等	令和6年4月1日

提案条例説明資料

担当部名称 上下水道部

1	議案番号	議案第17号
2	題名	浜田市水道給水条例及び浜田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	水道法の一部が改正され、水道整備・管理行政に係る所管が厚生労働大臣から国土交通大臣（水質又は衛生に関する事務については、環境大臣）に移管されることに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 浜田市水道給水条例の一部改正（第1条） 給水装置に係る事務に関する所管の変更（第5条、第37条及び第45条関係） 厚生労働省令 ⇒ 国土交通省令</p> <p>2 浜田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正（第2条） 水道技術管理者の資格に関する所管の変更（第4条関係） 厚生労働大臣 ⇒ 国土交通大臣及び環境大臣</p>
5	施行期日等	令和6年4月1日